

令和元年度（平成31年度）第8回

愛南町定例農業委員会議事録

招集年月日	令和元年11月25日(月) 午後4時00分～午後4時30分					
招集の場所	役場本庁3階 大会議室					
出席委員 12名 欠席委員 2名	議席番号	農業委員氏名	出欠の別	議席番号	農業委員氏名	出欠の別
	1	和喜田 重則	出	8	土居 尚行	欠
	2	畑田 藤志郎	出	9	河野 仁	出
	3	岡添 蔦代	出	10	西崎 梅一	出
	4	孝野 覚也	出	11	尾崎 春夫	欠
	5	山口 深	出	12	田中 定嘉	出
	6	西口 孝	出	13	谷口 八千代	出
	7	太田 憲男	出	14	浜田 暁	出
議事録署名人	10	西崎 梅一		12	田中 定嘉	
職務のため 総会に出席 した者の氏名 推進委員 2名 事務局職員 2名	職名	氏名		職名	氏名	
	推進委員	赤松 作男		推進委員	高平 幸和	
	/					
	事務局長	吉村 克己		課長補佐	加洲 能子	
会議の内容	議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について 議案第3号 農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)					

令和元年度(平成 31 年度)第 8 回愛南町定例農業委員会次第

事務局	<p>只今から令和元年度(平成 31 年度)愛南町農業委員会第 8 回定例総会を開会致します。</p>
議長(会長)	<p>(会長挨拶)</p>
事務局	<p>それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。河野会長、議事進行をお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは、これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は 14 名中 12 名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に 10 番、西崎 梅一委員と 12 番、田中 定嘉委員を指名致します。</p> <p>それでは、日程第三、議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第 1 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 1 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 30 番、一本松 3565 番、地目・面積は畑・63 m²でございます。転用目的は住宅敷地の拡張でございます。また、農地の区分は市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、第 3 種農地と判断されます。</p> <p>受付番号 31 番、城辺甲 4133 番、地目・面積は田・95 m²でございます。転用目的は駐車場でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断されます。</p> <p>受付番号 32 番、城辺甲 5281 番 4、地目・面積は畑・499 m²でございます。転用目的は一般個人住宅でございます。また、農地の区分は良好な営農条件を備えている農地で、第 1 種農地と判断されますが、例外許可事項のうち「集落接続」の該当するため、許可は可能と思われれます。</p> <p>以上 3 件でございます。申請につきましては、それぞれ該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>

議長(会長)	只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんが欠席のため、事務局よりご報告を受けたいと思います。30 番お願い致します。
事務局	申請地は、一本松支所の南西、直線距離で 70mほど離れたあたりになります。譲受人は申請地に隣接する土地・建物を購入しましたが、敷地が狭く、庭が取れないので、申請地を買受け、住宅敷地の拡張を図りたいということで、本申請に至りました。申請地は、平成5年から埋め立てられており、始末書が提出されております。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
委員	ここは、譲渡人の住宅のうら？
事務局	そうです。建物自体も譲渡人の所有でした。今回譲受人の所有となりまして、併せて敷地も、ということで今回の申請になりました。
委員	譲受人が住むのではないと思うが、どなたか決まってるのか？
事務局	おそらく、そのまま譲渡人が住むのではないかとと思われます。
議長(会長)	他に無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。 次に 31 番お願い致します。
委員	所有権の移転です。譲渡人と譲受人は近くの方です。譲受人の作業場がすぐ近くにあるのですが、その道路の入り口近くです。すでに、かなり前から埋立をしています。始末書も提出されています。かなり前から、田としての使用はされていません。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。

議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に 32 番お願い致します。</p>
委員	<p>同じく所有権の移転でございます。現在松山にお住いの譲渡人です。譲受人がご自宅を建設するということです。畑としてかなり前から使っているのですが、実際には耕作はなく、ずっとそのままにしていた畑です。実は、道路と道路の間、二つに分かれているのですが、手前の方に住宅を建てると。奥側の方に同じく譲渡人が持つておる土地があるのですが、今回の対象は手前半分です。排水等の関係もあるのですが、この件につきましては双方の話し合いで、いずれ奥側の土地も譲受人が所有するという予定があつて、排水等については特に問題ないということです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
委員	<p>どこら辺？</p>
委員	<p>育苗センターに行く道路沿いです。</p>
議長(会長)	<p>他に無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更</p>

事務局	<p>申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 2 番、御荘長月 3587 番 2、地目・面積は田・330 m²でございます。転用目的は一般個人住宅でございます。本事業は、当初計画者が一般個人住宅を建築する予定で申請され、平成 12 年 11 月 16 日付で許可が出されました。その後、土地を購入して造成までは行いましたが、老後の生活を心配した子供から自分たちの暮らす市に来るようにと強く勧められ、移住することにしたので建設に至りませんでした。この度、住宅用地を探しておりました承継者の方に譲渡することとなったため、事業計画の変更申請が出されております。また、農地の区分は、農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断されます。</p> <p>受付番号 3 番、城辺甲 5281 番 4、地目・面積は畑・499 m²でございます。先ほど 5 条の案件でご説明しましたが、転用目的は一般個人住宅でございます。本事業は、当初計画者は松山に居住していましたが、息子夫婦と愛南町で一人暮らしの母親で住む一般個人住宅を2棟建築する予定で申請され、平成 21 年 1 月 29 日付で許可が出されました。その後、息子は仕事の都合で大阪や海外へ転勤になり、母親も亡くなり帰郷する必要がなくなったため、建築に至りませんでした。この度、住宅用地を探しておりました承継者の方に譲渡することとなったため、事業計画の変更申請が出されております。また、農地の区分は良好な営農条件を備えている農地で、第 1 種農地と判断されますが、例外許可事項のうち「集落接続」に該当するため、許可は可能と思われま</p> <p>す。</p> <p>以上 2 件でございます。申請につきましては、それぞれ該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。2 番お願い致します。</p>
委員	<p>場所は、ちょうど長月の入口、県道からだいたい 300mほど行ったところあたりです。説明にあったように、本人は子供さんのところに行くということで、不動産会社の人を通じて、承継者が購入ということになったようです。担当地区</p>

	<p>の農業委員にも確認していただいております。以上です。ご審議の程、宜しく お願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご 意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
委員	<p>浄化槽などの心配もないです。</p>
議長(会長)	<p>他に無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに 決定を致しました。 次に3番お願い致します。</p>
委員	<p>先ほどの説明の通りです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご 意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに 決定を致しました。 次に議案第3号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議 題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第3号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明 させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致 します。 受付番号113番は再設定で、御荘長月1521番、地目・面積は田・897㎡、 賃貸借で生産物は水稻、期間は4年でございます。</p>

受付番号114番は再設定で、御荘長月1532番、地目・面積は田・628㎡、賃貸借で生産物は水稻、期間は4年でございます。

受付番号115番は再設定で、御荘長月535番1、地目・面積は田・5,087㎡、賃貸借で生産物は水稻、期間は4年でございます。

受付番号116番は再設定で、御荘長月3331番外1筆、地目・面積は田・3,985㎡、畑・747㎡、賃貸借で生産物は水稻、期間は4年でございます。

受付番号117番は再設定で、緑乙3431番外1筆、地目・面積は田・4,035㎡、賃貸借で生産物は水稻・野菜、期間は5年でございます。

受付番号118番は再設定で、城辺甲2476番1、地目・面積は田・313㎡、賃貸借で生産物は水稻、期間は3年でございます。

受付番号119番は再設定で、城辺甲2564番外3筆、地目・面積は田・1,439㎡、賃貸借で生産物は水稻、期間は3年でございます。

受付番号120番は再設定で、城辺甲3867番、地目・面積は田・785㎡、賃貸借で生産物は水稻、期間は3年でございます。

受付番号121番は再設定で、正木2792番外1筆、地目・面積は田・3,065㎡、賃貸借で生産物は水稻、期間は7年でございます。

受付番号122番は再設定で、増田4756番1、地目・面積は田・874㎡、賃貸借で生産物は水稻・たばこ、期間は5年でございます。

受付番号123番は再設定で、御荘長月30番1外8筆、地目・面積は田・3,746㎡、賃貸借で生産物は水稻、期間は4年でございます。

受付番号124番は再設定で、御荘長月68番1、地目・面積は田・620㎡、賃貸借で生産物は水稻、期間は4年でございます。

受付番号125番は再設定で、御荘長月223番1外1筆、地目・面積は田・8,801㎡、賃貸借で生産物は水稻、期間は4年でございます。

受付番号126番は再設定で、御荘長月227番1、地目・面積は田・1,591㎡、賃貸借で生産物は水稻、期間は4年でございます。

受付番号127番は再設定で、御荘長月228番1、地目・面積は田・2,192㎡、賃貸借で生産物は水稻、期間は4年でございます。

受付番号128番は再設定で、御荘長月254番1、地目・面積は田・3,873㎡、賃貸借で生産物は水稻、期間は4年でございます。

受付番号129は再設定で、広見1488番1、地目・面積は田・4,906㎡、賃貸借で生産物は水稻・たばこ、期間は5年でございます。

受付番号130番は再設定で、御荘菊川1838番、地目・面積は田・1,688㎡、賃貸借で生産物は水稻、期間は3年でございます。

受付番号131番は新規で、緑乙642番、地目・面積は田・1,307㎡、使用

	<p>貸借で生産物は野菜、期間は 3 年でございます。3 年のうち、水稻の裏作の期間であります 10 月 15 日から 4 月 30 日までの利用。</p> <p>受付番号 132 番は新規で、緑甲 1037 番、地目・面積は畑・1,661 m²、使用貸借で生産物は果樹、期間は 20 年でございます。</p> <p>受付番号 133 番は新規で、広見 1476 番 1、地目・面積は田・2,000 m²、賃貸借で生産物は、期間は 5 年でございます。</p> <p>以上 21 件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、118 番から 120 番は和喜田委員が議案当事者ですので退室をお願い致します。</p>
委員	<p>(和喜田委員退室)</p>
議長(会長)	<p>118 番から 120 番について、ご審議願ひたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願ひします。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>118 番から 120 番はご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。</p>
委員	<p>(和喜田委員入室)</p>
議長(会長)	<p>その他について、ご審議願ひたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願ひします。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
事務局	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。</p>

議長(会長)

以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議 長

河野 仁

議事録署名人

田中 定嘉

議事録署名人

西崎 梅一